

★労働移動支援助成金が変更になります

8月1日から、労働移動支援助成金が大きく変わります。(受給しにくくなります)ご予約されている企業はご確認の上、申請をして下さい。

＜助成額の変更＞

- ① 委託開始申請分…中小企業事業主に限定
- ② 再就職実現申請分…一人当たりの助成率の変更
＜支給要件の追加＞
- ① 再就職支援を実施する職業紹介事業者と退職コンサルティングを実施する会社等との連携の場合の不支給
- ② 支給対象者の希望に応じた、再就職支援を実施する職業紹介事業者の選定
- ③「再就職支援計画届」「再就職支援対象者一覧表」の作成および届け出
- ④ 人員削減のあった組織において、生産量が低下しているか赤字であること
- ⑤ 委託する対象者数が30人以上であること(中小企業事業主以外のみ)

◆受入れ人材育成支援奨励金(早期雇入れ支援)

＜助成額の変更＞

- ① 支給額を30万円に引下げ
- ② 一定の要件を満たす場合は優遇助成として40万円を支給

★年金受給 納付10年で

消費税が10%にUPしたら、年金を受給できる納付期間を25年から10年に短縮するという法案が通っていました。しかし、消費税UPが見送られたため、この法案は宙に浮いたままになるのでは?とっていました。

7/11 首相は無年金者17万人を救済するために来年度から実施の指示を出しました。とは言っても、本来なら20歳から60歳までの40年間掛けて受給する年金です。本来40年掛けるところを最低25年から受給しても良いという年金ですので、10年で受給できる年金額はかなり少ないと考えて良いでしょう。年金が少ない場合、生活保護との併給も可能ですが、このように大判振る舞いをして日本の経済は大丈夫なのでしょうか?

★柔軟な働き方推進

女性の多い職場である化粧品・日用品各社は従業員が柔軟に働ける制度の創設や拡充に乗り出した。

資生堂	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務制度を導入 ・育児休業制度:子供が満3歳になるまで通算5年まで取得できる ・本社近くに従業員向け事業所保育施設を設置
日本ロレアル	<ul style="list-style-type: none"> ・育児時短制度:10歳未満の子を養育する社員は1日最大2時間短縮できる ・妊活理由の時短勤務が可能。1日3.5時間以上、週2日以上は勤務
コーセー	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業:産後1年半まで取得可能 ・育児のための限定勤務地制度の整備
花王	<ul style="list-style-type: none"> ・フレキシブル制度:育児・介護のため、半日出勤・週3日出勤・在宅勤務のいずれかを選択可能 ・フレックスタイム制:始業・終業時間を柔軟に選択可能
P&G	<ul style="list-style-type: none"> ・月5日まで自宅以外での勤務可能 ・勤務時間を月単位で管理。始業・終業時間を柔軟に調節可能 ・時短勤務:育児・介護などを理由に最大で所定労働時間の60%まで労働時間を短縮可能
ポーラ・オルビスホールディングス	<p>【ポーラ】職場復帰サポート手当:復帰時期に応じて月最大5万円支給</p> <p>【オルビス】看護休暇:年12日を支給(子供が6歳まで)</p>

人手不足が深刻化する中、社員をつなぎ留めるためにも企業の働き方改革は急務だ。特に女性は出産や育児などに伴い、ワーク・ライフ・バランスが大きく変化する。化粧品業界は女性比率が8~9割と高く、働き方に、より柔軟性が求められる。

